

平成20年度 事業原簿（ファクトシート）

平成20年	4月	1日作成
平成21年	5月	現在

制度・施策名称	新エネルギー設備・機器の導入支援				
事業名称	新エネルギー利用等債務保証制度	コード番号：P97043			
担当推進部	エネルギー対策推進部				
事業概要	<p>新エネルギー利用等債務保証制度は、平成10年1月に新エネルギー利用等を行おうとする法人等（法人を設立しようとする者を含む。）が主務大臣の認定を受けた利用計画の実行に要する資金を金融機関から借り入れる場合に、その借入れが円滑に行われるための支援措置として創設された制度である。</p> <p>具体的には、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（以下、「新エネ法」という）に基づいて新エネルギー利用計画の認定を受けた事業者に対して、保証対象債務の一部を当機構が保証するものである。</p>				
事業規模	事業期間（受託期間）：平成9年度～平成24年度	（百万円）			
		H9～H18	H19	H20	合計
	基金額	2,000	2,000	2,000	
	保証枠	30,000	30,000	30,000	
	保証引受額 ※各年度採択ベース	10,642	2,236	0	12,878
保証総額 ※各年度採択ベースでの保証残高	7,893	8,909	7,529		
1. 事業の必要性					
<p>地球環境問題が顕在化してきている現在、新エネルギー利用等の加速的な促進に対して国は積極的な取り組みを進めており、先進的な新エネルギー導入事業者を積極的に支援することで新エネルギーの大幅な導入拡大を促すこととしている。</p> <p>本制度は、上記の支援策の一つとして新エネ法に基づいた新エネルギー利用等に関する計画に係る主務大臣の認定を受けた事業者が、当該新エネルギー利用等の計画実施に伴い必要となる資金の金融機関からの借入れが円滑に行われるようにすることを目的として創設されたものである。</p> <p>新エネルギーを取り巻く環境の以下の様な状況から、新エネルギーに取り組む事業者にとって本債務保証制度は必要となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギー利用に係る利用計画（主務大臣の認定）を受けた事業者のほとんどが補助金と金融機関からの借入れによる資金計画を立てていること。 ・新設会社が金融機関から融資を受ける場合、その保証人（企業等）の資力によって低金利の融資の可否が左右されること。 ・新設会社が融資を受ける場合は債務保証の有無で融資条件が変わること（借入期間等）。 					
2. 事業の目標、指標、達成時期、情勢変化への対応					
①目 標					
<p>新エネ法に基づく大臣認定を受けた事業の申込みに対して、金融機関と連携を図って保証履行リスクを可能な限り少なくして債務保証を行い、国内の新エネルギー導入促進に貢献することを目標とする。</p>					
②指 標					
債務保証申込件数、債務保証委託引き受け件数、債務保証履行件数					

<p>③達成時期 平成 24 年度（④記載の検討結果による時期の変更はある）</p>
<p>④情勢変化への対応 行政改革推進本部決定（平成 18 年 12 月 24 日）で、「本制度の在り方及びNEDDO技術開発機構で業務を実施する必要性について、第 2 期中期目標終了時に改めて検討し、結論を得る」とされている。</p>
<p>3. 評価に関する事項</p>
<p>①評価時期 毎年度評価：平成 2 1 年 5 月</p>
<p>②評価方法 毎年度評価：債務保証実績等を踏まえて内部評価を実施。</p>

[添付資料]

(1) 平成 20 年度事業評価書

平成 20 年度 事業評価書

	作成日	平成 21 年 9 月 29 日
制度・施策名称	新エネルギー設備・機器の導入支援	
事業名称	新エネルギー利用等債務保証制度	コード番号：P97043
担当推進部	エネルギー対策推進部	
0. 事業実施内容		
<p>新エネルギー利用等債務保証制度は、平成 10 年 1 月に新エネルギー利用等を行おうとする法人等（法人を設立しようとする者を含む。）が主務大臣の認定を受けた利用計画の実行に要する資金を金融機関から借り入れる場合に、その借入れが円滑に行われるための支援措置された制度である。</p> <p>具体的には、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（以下、「新エネ法」という）に基づいて新エネルギー利用計画の認定を受けた事業者に対して、保証対象債務の一部を当機構が保証するものである。</p> <p>尚、平成 20 年度までの債務保証の委託引き受け実績は 22 事業 43 件となっている。</p>		
1. 必要性（社会・経済的意義、目的の妥当性）		
<p>地球環境問題が顕在化してきている現在、新エネルギー利用等の加速的な促進に対して国は積極的な取り組みを進めており、先進的な新エネルギー導入事業者を積極的に支援することで新エネルギーの大幅な導入拡大を促進している。</p> <p>現在、依然として新エネルギー導入のコストは高いことから、事業者が新たに新エネルギーの導入を行う場合、初期投資額が多くなることから金融機関からの資金調達が必要となっている。その資金調達を円滑に行える様にするための本制度は、社会的、経済的意義を有しており、目的の妥当性もある。</p>		
2. 効率性（事業計画、実施体制、費用対効果）		
① 手段の適正性		
<p>債務を保証するに当たっては、債務保証履行リスクを可能な限り少なくするため、審査においては金融機関と連携を図り、事業性、収益性等を評価して採択を決定する等の手段を取っており、適正に事業が進められていると考える。</p> <p>また、新エネルギー事業を取り巻く環境の変化から、近年、風力発電事業に代表される様に新エネルギー関係事業の大型化等により、1 事業当たりの保証額が制度創設当初と比べて多額化する傾向にあることを踏まえ、本制度の安定運用を図ることを目的として、平成 20 年度より債務保証条件を以下の通り変更する等の措置を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 事業・1 グループ当たりの保証限度額：15 億円（従来 20 億円） ・ 保証範囲：貸付金額の 80%（従来 90%） <p>あわせて、保証審査の更なる充実を図る事等を目的として、平成 20 年度より保証審査時に企業投資等に関する知見を有した外部有識者から助言を受ける仕組みを構築するとともに、保証中案件 7 事業について現在の事業状況について現地確認を行い、保証審査・管理の適正化にも努めている。</p>		
② 効果とコストとの関係に関する分析		
<p>平成 20 年度は申し込み事業の工事遅延等により新規債務保証実績はないものの、これまで風力発電 14 事業（発電出力合計 50,000kW）、バイオマス発電 3 事業（発電出力合計 11,000kW）、その他バイオマス熱利用等 5 事業に対して債務保証を実施しており、現在、債務保証の履行（代位弁済）実績はなく順調に償還が行われている。</p> <p>また、平成 20 年度においては、保証中案件 1 件について一括繰上償還がなされ保証が完了するとともに、その他 1 件について 6 億円規模の一部繰上償還がなされている。</p>		

3. 有効性（目標達成度、社会・経済への貢献度）

平成 20 年度は、債務保証申し込み事業の工事遅延等により新規保証実績はない。一方で、これまで 22 事業 43 件の債務保証を実施しているが、現在まで債務保証の履行（代位弁済）実績はなく順調に償還が行われている。
債務保証実績を以下に示す。

債務保証実績の推移(各年度採択ベースで計上。複数年事業の事業数については事業初年度に計上。)

平成 9 年度	3 件(3 事業)	184, 102 千円	風力発電事業（繰上償還済み）
平成 1 0 年度	2 件(1 事業)	530, 730 千円	風力発電事業、廃棄物燃料製造（RDF）（一部繰上償還）
平成 1 1 年度	3 件(3 事業)	320, 453 千円	風力発電事業（一部繰上償還）
平成 1 2 年度	2 件(0 事業)	527, 400 千円	風力発電事業（一部繰上償還）
平成 1 3 年度	1 件(1 事業)	745, 020 千円	廃棄物熱利用事業（繰上償還済み）
平成 1 4 年度	3 件(2 事業)	672, 840 千円	廃棄物熱利用事業継続、風力発電事業（一部繰上償還）
平成 1 5 年度	4 件(2 事業)	478, 620 千円	風力発電事業（一部繰上償還）
平成 1 6 年度	8 件(5 事業)	4, 870, 849 千円	風力発電事業、廃棄物燃料製造（一部繰上償還）
平成 1 7 年度	3 件(1 事業)	285, 911 千円	風力発電事業、廃棄物発電
平成 1 8 年度	5 件(2 事業)	2, 025, 945 千円	風力発電事業、バイオマス発電、バイオマス熱利用
平成 1 9 年度	9 件(2 事業)	2, 236, 286 千円	バイオマス発電、バイオマス燃料製造
平成 2 0 年度	0 件(0 事業)	0 千円	
合 計	4 3 件(22 事業)	12, 878, 156 千円	
平成 20 年度末保証残高：3 0 件(1 5 事業) 7, 529, 625 千円			

4. 優先度（事業に含まれる各テーマの中で、早い時期に、多く優先的に実施するか）

特になし。

5. その他の観点（公平性等事業の性格に応じ追加）

平成 20 年度は順調に保証中案件の償還が行われた一方で、平成 21 年 3 月に事業の改善計画を必要とする事業も 1 件確認されている。本件については、現在、6 月までに事業の改善計画を策定することで事業者・金融機関で協議が進められており、NEDO としてもその計画に応じた処置を行うこととしている。

6. 総合評価

①総括

制度が創設された平成 9 年度～平成 20 年度まで、22 事業 43 件の債務保証を実施すると共に、事業の改善計画の策定を必要としている事業が出てきているもののこれまで債務保証の履行（代位弁済）実績も無いこともあり、国内の新エネルギー導入促進に十分貢献している制度であると言える。

②今後の展開

現在、制度としては比較的安定した運用が行われているものの、債務を保証する事業が長期間に亘ること及び事業規模が増大傾向にあることから、ここ数年、保証リスクが増大する傾向にある。ついては、新エネルギーの導入に貢献出来る制度として制度の安定運用に向けた取り組みが今後とも必要である。

なお、本制度については、行政改革推進本部決定（平成 18 年 12 月 24 日）で、「本制度の在り方及び N E D O 技術開発機構で業務を実施する必要性について、第 2 期中期目標終了時に改めて検討し、結論を得る」こととされている。